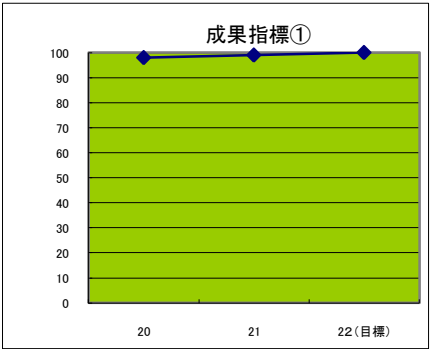
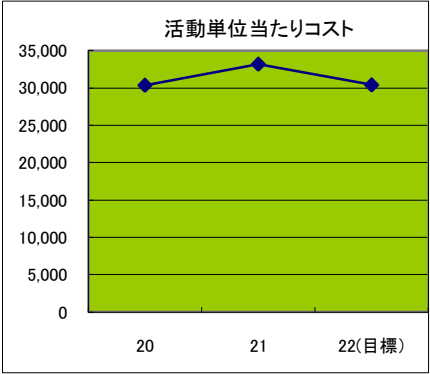


事務事業名	議案書等作成配付事務		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともにつくるまち	款	2	総務費
	施策(節)	3	行財政運営	項	1	総務管理費
	施策の方向			目	1	一般管理費
				事業	22	法規管理
関連する計画等			作成部署	総務部総務課		
事業の対象(誰を・何を)	議案書等		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 3690		
事業の目的	意図(どういう状態にしたいのか) 形式及び内容の両面から、的確かつ正確に議案書等を作成し、効率的な配付を図る。					
事業の内容	執行機関及び各委員会等が提出する議案書等について、憲法及び法令等が遵守され、適正かつ的確な内容となるよう精査及び審査を行い、議会への円滑な議案提案等を図る。 (平成21年度) ○議会事務局と執行機関との議会日程等に係る調整 ○執行機関、各委員会等の提出議案の取りまとめ、議案書審査、作成及び印刷 ○議会関係者への議案書配付 ○一般質問(代表質問) 発言通告書の作成及び配付					
根拠法令等	地方自治法等					
事業開始時期	☐ 昭和 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度	平成 年度		
事業開始時からの状況変化	平成15年第1回定例会市議会から一部の議案(予算及び決算議案を除く。)配付を電子媒体により行っている。					
市民や議会の要望	特になし					
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込み)
事業費【1】	(千円)	57	21	62
人件費【2】	(千円)	3,738	4,188	3,738
職員数	正職員	0.49 人	0.55 人	0.49 人
	再任用職員	0.03 人	0.03 人	0.03 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費(【1】+【2】)【A】	(千円)	3,795	4,209	3,800
財源内訳	国費			
	府費			
	市債			
	その他(手数料・使用料等)			
	一般財源	3,795	4,209	3,800
活動指標(事業の活動実績)【B】	単位	20年度	21年度	22年度(目標)
① 提出議案等件数	件	125	127	125
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】/【B】①)		30,360 円	33,142 円	30,400 円
市民1人当たりコスト(【A】/人口)		32 円	35 円	32 円



成果指標	指標名	単位	指標設定の考え方	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	① 議案書等の正確性の割合(式) (総議案等件数-訂正議案等件数)÷総議案等	%	議案書等をいかに正確に作成できているか。	目標 100 実績 98	目標 100 実績 99	達成率(%) 100
	② (式)			目標 実績	達成率(%)	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	地方自治法その他の法令により、執行機関等における議案提案は長が行うこととされている。
○											

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	当該事務の根拠は、法令等に基づくものであるため、事務目的の妥当性については評価できない。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
	社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☒	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
	国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	議案書の正確性を確保するため、議案は複数人による複数回の審査を要する。一方で議案書の原稿作成・印刷、特に配付に係る処理については、電子により簡略化が可能と考えられ、処理方法の電子化が必要である。
	受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
	人員を削減する余地がない	☐	☒	☐	
	事業費を削減する余地がない	☐	☒	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☐	☒	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	議会の議決等を要する案件については、確実に議会に提出し、地方公共団体としての団体意思の決定にあたり、地方自治法の趣旨に基づき適正な手続きを確保しなければならない。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☐	☐	☒	
	成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	当該事務の根拠は、法令等に基づくものであり、執行機関における議案提案は長が行うこととされているため、協働性については評価できない。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	議案書の正確性の確保を徹底する余地が残されている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☒	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☐	☒	☐	

担当 部局 評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☒ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	法令等に基づく事務であるため、事務自体を見直すことは困難であるが、その事務処理方法に関しては電子化等により改善の余地が残されている。
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)
	○議案提案担当課との調整の迅速化 ○議案作成、印刷及び配付に関して、さらなる電子化を図る。

行 事 本 部 評 価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	